

太子町総合公園体験学習施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 20 号

太子町総合公園体験学習施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

太子町総合公園体験学習施設管理条例施行規則（令和 3 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前月」を「3 月前」に改め、「（当日が休館日のときは、その翌日）」を削る。

第 4 条の表を次のように改める。

減免する場合	減免する率
町が直接実施する事業において使用するとき。	100 分の 100

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の太子町総合公園体験学習施設管理条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。